

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 上下水道事業部
令和元年度分 必要に応じて令和2年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和2年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和2年5月29日～令和2年7月22日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

(上下水道事業部)

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市上下水道事業部企業会計規程第39条第2項は、過誤納金の還付は支出の手続の例により行う旨規定し、同規程第44条第4項は、支払手続について、現金払、隔地払又は口座振替のいずれかにより行う旨規定している。

そして、支払方法のうち現金払について、同規程第45条は、第1項で、債権者から申し出があるときは、支払通知書又は支払依頼書により通知のうえ、出納取扱金融機関に現金で支払いさせることができるとし、第2項で、その支払通知書の効力は、発行の日から起算し15日限りとする旨規定している。

上下水道事業部は、過誤納金の還付を現金払により行っている。

しかしながら、過誤納金の還付を通知する還付通知書の効力について、発行の日から起算した15日限りではなく、発行の日の属する月の翌月末限りとしている。

今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2) 公用文書の適正な取扱いについて

岐阜市個人情報保護条例第7条は、市長、公営企業管理者など実施機関は、個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止することについて必要な措置を講じなければならない旨規定している。

令和2年6月、上下水道事業部の職員が個人情報を含む公用文書を庁舎外に持ち出した際、その一部を紛失する事案が発生した。

今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を含む公用文書を庁舎外に持ち出した際に紛失しないよう、職員に一層の指導徹底を図られたい。

[意見]

(1) 公用文書を庁舎外に持ち出す際の必要な措置について

令和2年6月、上下水道事業部の職員が個人情報を含む公用文書を庁舎外に持ち出した際、その一部を紛失する事案が発生した。

公用文書の持出しに伴う個人情報の事故を防止することができる必要な措置を検討されたい。